

サイバーリスク保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または捺印は、この書面の受領印をかねています。

本紙は、サイバーリスク保険の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けられることができる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

契約
概要

(1) 保険契約の構成

サイバーリスク保険は、「賠償責任に関する補償」と「費用に関する補償」で構成されています。これらの補償では、記名被保険者のコンピュータシステムの所有・使用・管理に起因して他人に損失を与えた場合等に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、情報の漏えいまたはそのおそれ、サイバー攻撃等のセキュリティ事故が発生した場合等にその対応に必要となる各種費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(2) 示談交渉サービスはありません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、弊社担当部署とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、弊社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 基本となる補償およびお支払いする保険金等

① 基本となる補償

契約
概要

注意
喚起情報

■ 保険金をお支払いする場合

この保険契約において、保険金をお支払いする場合は、次のとおりです。

(1) 賠償責任に関する補償

コンピュータシステム(他人のために開発・販売・提供するものを除きます。)の所有・使用・管理等に起因して発生した他人の事業の休止・阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

(2) 費用に関する補償

被保険者がセキュリティ事故等に対応するために、事故対応期間^{*1}内に各種費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故等を保険期間中に発見した場合に限り^{*2*3}。

^{*1} 被保険者が最初にセキュリティ事故等を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

^{*2} 緊急対応費用については、さらに固有のお支払い条件があります。詳細はP.7⑥事故が起こったとき(3)をご参照ください。

^{*3} 訴訟対応費用については、事故対応期間にかかわらず、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り保険金をお支払いします。

※「情報漏えい限定補償プラン」を選択される場合は、上記(1)(2)の補償について、情報漏えいリスクによる損害のみが補償対象となります。

※ここでは、サイバーリスク保険の主な補償について記載しています。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ご契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、被害国家の重要インフラサービス・安全保障等に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃等
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失・盗取・詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害を除きます。
- 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、火災・破裂・爆発、または急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムの損壊・機能停止によるものを除きます。
- 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、人格権・著作権等の侵害や、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害を除きます。
- 記名被保険者の直接の管理下でない電気・ガス・水道・熱供給・遠距離通信・電話・インターネット・電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- 被保険者が放送業・新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝・放送・出版
- 被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任（これに伴って生じる費用を含みます。）
- 生体情報の保護・取扱いに関する国内外の法・規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
- 記名被保険者が資金決済法に規定する前払式支払手段を発行する者または資金移動業を営む者である場合に、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害
 - ① 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号、記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
 - ② 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任
- 保険金の支払いを行うことにより弊社が国家や国際機関等から制裁・禁止・制限を受けるおそれがある場合 等

※ここでは、主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

② お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

(1) 賠償責任に関する補償

a. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
b. 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
c. 協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 費用に関する補償

a. 緊急対応費用	記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のために開発・販売・提供するものを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出する必要かつ有益な費用のうち、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用等 ※サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。
-----------	---

b.サイバー攻撃対応費用	サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用やサイバー攻撃の有無の確認費用 ※サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りです。
c.原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因・被害範囲の調査、証拠保全のために支出する費用
d.相談費用	セキュリティ事故に対応するために直接必要な弁護士費用や風評被害事故の拡大を防止するための費用等
e.コンピュータシステム復旧費用	セキュリティ事故により消失・改ざん等の損害を受けたデータ・ウェブサイト等の復元費用や、コンピュータシステムの損傷が発生した場合の修理費用や一時的に使用する代替物の賃借費用等
f.その他事故対応費用	セキュリティ事故に対応するために直接必要な人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用、個人情報漏えい通知費用等
g.再発防止費用	同種のセキュリティ事故(人格権・著作権等の侵害を除きます。)による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用
h.訴訟対応費用	この保険契約において保険金のお支払対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要な、事故の再現実験費用や意見書・鑑定書の作成費用等

※「情報漏えい限定補償プラン」においては、a.緊急対応費用は、保険金のお支払対象外です。

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

③ 主な特約

この保険契約にセットできる主な特約は、次のとおりです。

なお、「保険料に関する規定の変更特約条項」が自動的にセットされるほか、特別の条件を定める特約条項がセットされることがあります。その内容は契約ごとに異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

コンピュータシステム中断担保特約条項 ^{*1}	不測かつ突発的に生じたコンピュータシステムの操作・データ処理上の過誤等またはサイバー攻撃に起因して、記名被保険者が所有・管理するコンピュータシステムの機能が停止することによって、記名被保険者に生じた利益損失・営業継続費用を補償する特約です。
情報漏えいリスク限定担保特約条項	「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」について、情報漏えいリスクによる損害に限定して補償する特約です(「情報漏えい限定補償プラン」を選択される場合にセットします。)

^{*1}「情報漏えい限定補償プラン」にはセットできません。

④ 支払限度額・免責金額の設定

支払限度額および免責金額については、次の点にご注意ください。

(1) 支払限度額の設定

- 保険期間を通じてお支払いする保険金の額は、「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」およびセットする特約に基づいてお支払いするすべての保険金の額を合算して、「賠償責任に関する補償」の支払限度額(保険期間中)が限度となります。
- 「費用に関する補償」の各費用については、費用の種類ごとにその損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、ご契約時に設定いただく「費用全体の支払限度額」が限度となります。
- 「費用に関する補償」のうち、一部の費用については、固有の支払限度額があります。この固有の支払限度額は、「費用全体の支払限度額」に対して内枠で適用されます。したがって、「費用全体の支払限度額<各費用固有の支払限度額」となる場合は、各費用固有の支払限度額は、ご契約時に設定した「費用全体の支払限度額」と同額となります。

(2) 免責金額の設定

「賠償責任に関する補償」について、1請求あたりの免責金額を設定していただきます（「費用に関する補償」については、免責金額を設定しません）。損害の額が免責金額を超過する場合に、その超過額のみが保険金お支払いの対象となります。

※詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則として1年間です。

弊社の保険責任は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。

※実際にお客様がご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

この保険の保険料は、業種、保険料算出基礎数字（売上高）、セキュリティ対策状況、ご契約条件（支払限度額や免責金額、各種特約条項のセット等）によって決定されます。

※保険料算出基礎数字（売上高）については、数字を確認できる公表資料や客観的資料等のご提出をお願いします。

※実際にお客様にお支払いいただく保険料については、申込書にてご確認ください。

② 保険料の払込方法等

(1) 保険料の払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく「一時払」と、複数の回数に分けてお支払いいただく「分割払」があります。「分割払」の場合は、保険料が割増となることがあります。

※具体的な保険料の額や、お選びいただける払込方法等、詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) 保険料の精算の有無をご契約時に選択いただけます。精算の有無に応じて、保険料算出基礎数字（売上高）は次のとおりとなります。なお、a.b.いずれの場合も、保険料算出基礎数字（売上高）について、数字を確認できる公表資料・客観的資料等の確認資料のご提出をお願いいたします。

a. 保険料の精算を行わない場合

ご契約時に把握可能な最近の会計年度等の数字（売上高）を確認資料とともにご申告いただき、保険料算出基礎数字として使用します。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご申告いただいた保険料算出基礎数字が実際の金額に不足していた場合、保険金が削減される場合がありますので、ご注意ください。

b. 保険料の精算を行う場合^{*1}

ご契約時に、保険期間中の見込みの保険料算出基礎数字（売上高）に基づき、暫定保険料を払い込みいただきます。また、保険期間終了時に、実績の保険料算出基礎数字（売上高）を確認資料とともにご申告いただき、弊社が算出した確定保険料^{*2}と暫定保険料との差額を精算していただきます。

^{*1} 保険料の精算を行う場合、コンピュータシステム中断担保特約条項（オプション）はセットできません。

^{*2} 確定保険料がご契約時に定めた最低保険料を下回る場合は、最低保険料とします。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、保険証券に記載の払込期日までにお支払いください。

(2) 保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時ににお支払いください。

※払込期日までには保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

※保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故等による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

4

満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

Ⅱ

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務



申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2

クーリングオフ



この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

※クーリングオフとは、一定期間(8日間)を経過するまでに、保険契約申込みの撤回や解約ができる制度をいいます。

3

補償の重複に関するご注意



- (1) 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- (2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

Ⅲ

契約締結後におけるご注意事項

1

通知義務



ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2

解約される場合



ご契約の解約については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

※解約に際しては、ご契約内容や解約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

※返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

※ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

① 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

② ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1) ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- (2) ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

③ 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^{*1})またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

^{*1} 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

④ 先取特権

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)*について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。
このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

⑤ その他契約締結に関するご注意事項



- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただくことがあります。

⑥ 事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) 示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(事故の原因となったコンピュータシステムを記名被保険者が所有・使用・管理していることを確認できる資料、ネットワーク構成図等)
 - ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、被害の程度・範囲に関する調査報告書、被害物の写真・価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類、サイバー攻撃があったことを証明するログ(記録)、漏えいした被害者の情報の種類・内容・件数がわかる資料等)
 - ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
 - ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 緊急対応費用のご請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が費用負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、弊社(緊急時ホットラインサービスを含みます。)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、発見日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要になります。
- (4) 保険金請求権には、時効(3年)がありますので、ご注意ください。

⑦ 付帯サービス

サイバーリスク保険のご契約者および被保険者は、「緊急時ホットラインサービス」をご利用いただけます。本サービスは、お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、初期対応から専門事業者の紹介、再発防止策の策定支援等、専用の窓口(フリーダイヤル)でご支援・アドバイスを実施するサービスです。緊急時ホットラインサービスの利用規約およびその他の付帯サービスについては、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/baiseiki/cyber/service.html)をご確認ください。

※各サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

本紙で用いる用語解説

■ 契約者

保険契約の当事者（保険料をお支払いいただく方）であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

■ 被保険者

この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

a. 記名被保険者（貴社）

b. 記名被保険者の役員または使用人（aの業務に関する場合に限りです。）

■ 記名被保険者

被保険者のうち、保険証券の「記名被保険者」欄に記載の方をいいます。

■ セキュリティ事故等

セキュリティ事故および風評被害事故をいいます。

■ セキュリティ事故

コンピュータシステム（他人のために開発・販売・提供するものを除きます。）の所有・使用・管理等に起因して発生した他人の事業の休止・損害、情報漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のために開発・販売・提供するものを除きます。）へのサイバー攻撃またはそのおそれをいいます。「情報漏えい限定補償プラン」においては、情報漏えいやそれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃またはそのおそれをいいます。

■ 人格権・著作権等の侵害

コンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信（対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます（情報漏えいまたはそのおそれを除きます。）。

■ 風評被害事故

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます（セキュリティ事故が発生しているかどうかを問いません。）。

■ 支払限度額

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

■ 免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

■ 払込期日

保険料をお支払いいただく期限をいいます（実際にお客様がご契約される払込期日については、申込書にてご確認ください。）。口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

 **0120-650-350**

受付時間：平 日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808**

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

 **0120-720-110**

受付時間：

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。
上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。